



2021年 10月 第111号

産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



秋らしい爽やかな気候となりました。組合員の皆様におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。日本国内のコロナウイルス新規感染者数はワクチン接種率の向上と共に減りはじめ、10月1日から、緊急事態宣言が解除されました。これにより海外からの入国規制も徐々に解除されるのではないかと、聞こえており、待機実習生にとっても、企業様にとっても、待ち望んだ入国がもうすぐできるのではないかと、大きく期待しております。

技能試験初級(基礎2級)受験の遅延及び、2年目ビザの遅れについて

昨年は、コロナ入国規制の為、9月～1月の約4ヵ月間しか実習生の入国ができませんでした。

※その4ヵ月弱の期間で、通常1年間に入国する人数の実習生が来日しました…。

短期間に入国が集中した影響で、今年の6月～10月に行われる技能試験は、受験者が集中し、試験機関から受験日の連絡が来るのが遅れたり、受験自体が1～2ヵ月遅れるケースもございました。

その為、合格証の到着や、1回目の試験で不合格だった場合の再受験が遅れ、必然的に2年目のビザ発給に遅れが出るケースが発生しております。

実習生の在留カードに記載されている在留期限までに、入国管理局に新しいビザの【申請】を行っていただければ、不法滞在（オーバーステイ）には該当しませんのでご安心下さい。

但し、実習生が口座開設している金融機関などでは、在留期限後、新たな在留カードを提示しないと口座が停止される場合もあるようです。もし金融機関からお問い合わせがあった場合は、現在ビザ更新の手続き中である事、会社に在籍している事等をご説明下さい。

実習生送出し国のコロナ感染状況

現在、日本で実習（もしくは特定活動として帰国待機）している実習生達の、母国のコロナ感染状況及び、ワクチン接種率をまとめました（本紙裏面に掲載）

今後の、実習生帰国及び、新規入国許可には、日本国内の感染状況だけではなく、実習生母国の状況も大きく影響する為、非常に気になるところです。

現在、どの国もワクチン接種が急速に進んでおり、新規感染者数は徐々に減少傾向にあるようです。

スローガン

向き合おう！ 心とからだの健康管理

10月1日～7日は、全国労働衛生週間です

労働者の健康確保・増進を図り、快適な職場環境づくりに取り組む週間です。

実習生含め、職場での安全衛生教育活動を、是非行って頂き、労災防止の取り組みをお願い致します。